



線引き集 コンセプト

- 一級専用、二級専用で
出題ポイントが一目瞭然！
- 条文の理解が
格段にスピードアップ！

線引きのコンセプト

1. 線引きの必要性

建築士試験の「法規」の科目は、時間との勝負になります。

短い時間の中で、最短時間で条文にたどり着くためには、**インデックス**が必要不可欠であり、条文の内容を確認するためには、**線引き**が必要不可欠です。

2. マーカーと下線の併用

試験のポイントに**下線**を引き、特に強調したいところや目立たせたいところに**マーカー**を引いています。

線引きのコンセプト

3. 「号」、「イ、ロ、ハ」等の 列記事項と、前文との 対応関係を明確化

列記事項について、本文に対応するののか、ただし書に対応するののかを明確にしています。

【例1】

…**次**の各号のいずれか…

一 …

二 …

【例2】

…。**ただし**、**次**の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 …

二 …

線引きのコンセプト

4. カッコの始点と終点を明確化

難解な条文は、初めにカッコ書きを飛ばして読むのが鉄則です。

【例】法2条九号

不燃材料 建築材料のうち、**不燃性能**（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令**で定める性能をいう。）**）**に関して**政令**で定める技術的基準に適合するもので…

カッコの始点と終点を
明確にしている

線引きのコンセプト

5. 色分け

橙

橙

- 本文中のポイント
- 強調したいところや目立たせたいところをマーカーで強調

【例】法2条六号

延焼のおそれのある部分
隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物
(略) 相互の外壁間の中心線
(略) から、1階にあっては
3 m以下、2階以上にあっては
5 m以下の距離にある建築物の
部分をいう。

線引きのコンセプト

赤	●用語の定義
青 <hr style="border: 1px solid #0000ff;"/>	●ただし書、除外規定
黄	●「法」から「令」へ飛ぶところ、関連など。

【例】法2条九号

不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令**で定める性能をいう。）に関して**政令**で定める**技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

ここに飛ぶ

◆ 政令【不燃性能及びその技術的基準】

令108条の2

線引きのコンセプト

6. 推奨ペン

こすると消えるPILOT FRIXION
(フリクション)がお奨めです。

- ① オレンジマーカー
- ② オレンジ0.5mm
- ③ ピンクマーカー
- ④ ブルー又はソフトブルーマーカー
- ⑤ ライトブルー0.5mm
- ⑥ イエローマーカー

